

第182回 三重県都市計画審議会

議 事 録

平成28年12月26日

第 182 回 三重県都市計画審議会議事録

1. 開催日 平成 28 年 12 月 26 日 (月)
2. 開会時間 午後 1 時 30 分
3. 閉会時間 午後 2 時 50 分
4. 開催場所 アスト津 4 階 アストホール
5. 提出議案 ・ 第 1 7 6 8 号議案 桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更
6. 報告事項 ・ 「都市計画基本方針 (案)」について
7. 出席員の議席番号及び氏名
 - 1 番委員 三重大学教授 朝日 幸代
 - 2 番委員 東京大学准教授 村山 顕人
 - 3 番委員 名城大学教授 松本 幸正
 - 4 番委員 三重県建築士会 柳川 貴子
 - 5 番委員 三重県農業会議会長 齊藤 祐次
 - 6 番委員 津商工会議所 松田 弘子
 - 7 番委員 三重県宅地建物取引業協会名張支部 井上 かず子
 - 9 番委員 東海財務局津財務事務所長 黒田 浩二 (代理 加藤 賢一)
 - 10 番委員 中部地方整備局長 塚原 浩一 (代理 新高 庸介)
 - 11 番委員 東海農政局長 田辺 義貴 (代理 山方 正治)
 - 12 番委員 中部経済産業局長 波多野 淳彦 (代理 新川 幸嗣)
 - 13 番委員 中部運輸局長 鈴木 昭久 (代理 小出 和仁)
 - 14 番委員 三重県警察本部長 森元 良幸 (代理 原 政美)
 - 17 番委員 三重県議会議員 芳野 正英
 - 18 番委員 三重県議会議員 下野 幸助
 - 19 番委員 三重県議会議員 田中 智也
 - 20 番委員 三重県議会議員 木津 直樹
 - 21 番委員 三重県議会議員 服部 富男
 - 22 番委員 三重県議会議員 奥野 英介
 - 23 番委員 三重県市議会議長会会長 川村 幸康
 - 24 番委員 三重県町村議会議長会会長 飯田 徳昭

第 182 回 三重県都市計画審議会議事録

<事務局>

只今から、第 182 回三重県都市計画審議会を始めさせていただきます。私は本日の司会を担当いたします、県土整備部住まいまちづくり担当次長の渡辺でございます。どうぞよろしく申し上げます。

本日、委員の皆さまにはご多忙のところ、ご出席を賜りましてありがとうございます。開会にあたり、県土整備部、水谷部長から挨拶をさせていただきます。

<水谷部長>

県土整備部長の水谷です、よろしく申し上げます。委員の皆さまには本当に年末で忙しい中、都市計画審議会にご出席をいただきありがとうございます。

さて、先週の木曜日には糸魚川市で大規模な火災が発生しました。また、四月には熊本地震が発生し、十月には鳥取地震が発生をしております。そして、三重県の人口は確実に減少していきまして、このペースでは従来のペースよりもずいぶん早く、この 5 年間で約 4 万人の減少をしております。

このように、人口減少の対応でありますとか、災害に強い都市構造の構築等、まちづくりにとって重要なところが徐々に顕在化をしています。

このため、次の都市計画区域マスタープランの基本的な方向性を示しています、この基本方針の方、村山委員長をはじめ、小委員会委員の皆さまに現在ご議論をいただいております。本日は議案と合わせて、基本方針の中間案についてもご意見をいただく予定をしております。

限られた時間ではありますが、今後の都市計画のためにご理解とご協力をお願いして私からの挨拶とさせていただきます。本日はどうぞよろしく申し上げます。

<事務局>

それでは、本日も審議いただきます議案は 1 議案でございます。まず、本日の資料について、確認をさせていただきます。本日の資料といたしましてはお手元にもお配りしております事項書、そして事前に配布をさせていただきました青色 A4 サイズの議案書一冊、それと第 181 回三重県都市計画審議会議案の手続き状況 1 枚、そして、本日スクリーンの方で説明をいたします画面をコピーした参考資料一冊、そして、報告事項といたしまして三重県都市計画基本方針（案）A3 サイズの要旨 1 枚と本冊一冊、そして、三重県都市計画審議会委員・幹事名簿 1 枚をお配りしております。

不足、もしくは本日議案書の方をお忘れになられた方、お見えでしたらご連絡いただければご用意をさせていただきますと思います。よろしいでしょうか。

それでは、朝日会長には三重県都市計画審議会条例第 6 条の規定により、議長席の方へお願いをいたしますと共に、これから先の進行についてよろしく願いいたします。

<朝日議長>

それでは、只今から第 182 回三重県都市計画審議会を開会いたします。委員の皆さまには何かとご多忙の中、ご出席をいただきまして誠にありがとうございます。会議の議長を務めさせていただきますので、議事進行につきましては委員の皆さま方のご協力をお願いいたします。本審議会の議事録の署名者 2 名を、三重県都市計画審議会運営要綱第 10 条の規定により、議長から指名させていただきます。

第 5 番委員、齊藤委員、第 6 番委員、松田委員のお二人に署名委員をお願いいたします。それでは、本日出席されています委員の人数につきまして、事務局より報告をお願いしま

す。

<事務局>

報告をいたします。委員総数 24 名のうち、委任状の提出がありました 6 名の代理出席を含めまして、21 名の委員にご出席をいただいております。

<朝日議長>

只今、報告のありましたとおり、出席されています委員の人数が委員総数の 2 分の 1 以上でございますので、三重県都市計画審議会条例第 6 条第 2 項の規定により、本審議会は成立いたしました。

議案の審議に入る前に、まず審議の公開についてご審議いただきたいと存じます。三重県都市計画審議会運営要綱第 8 条第 1 項では、非公開とできる場合を規定していますが、今回ご審議いただきます議案につきましては、非公開とできる場合に該当しないため、公開としたいと存じますが、いかがでしょうか。

(異議なしの声)

異議はないようですので、公開することと決定いたします。それでは、本日の傍聴人につきまして事務局より報告願います。

<事務局>

本日、一般傍聴の方が 1 名と、報道機関の方が 1 名来られております。

<朝日議長>

それでは、傍聴者に入場していただきます。しばらくお待ちください。

(傍聴者入場)

それでは、傍聴に際しまして、傍聴の方々に注意事項をご説明いたします。傍聴者の方々におかれましては、お配りしました傍聴要領に従っていただきますようお願いいたします。なお、この規定に違反した時は注意し、またこれに従わない時は退場していただく場合がありますので、ご了承願います。それでは、審議に入りたいと存じます。議案の審議に先立ちまして、前回の第 181 回都市計画審議会に関する報告があるようですので、事務局から報告をお願いします。

<事務局>

それでは、事務局よりご説明いたします。第 181 回三重県都市計画審議会の手続き状況について、でございます。お手元の資料に、手続き状況という資料がございます。ご覧になってください。

前回は第 1761 号議案から 1767 号議案の 7 議案につきまして、審議いただきました。

内容といたしまして 1 議案目 1761 号議案、桑名都市計画道路の変更につきましては、東員町の北大社笹尾長深線につきまして約 1200m の未整備区間において一部、現道を利用した計画に変更した内容について、ご審議いただき通していただいたところでございまして、右側にあります様に 28 年 8 月 9 日告示いたしました。

1762 号議案につきましては四日市都市計画道路の変更で、四日市市中央緑地にございます国道 1 号につきまして、約延長 490m の一部幅員及び線形を変更するという内容でございまして、右側にありますように、28 年 8 月 9 日、告示いたしましたところでございます。

1763 号議案、亀山都市計画道路の変更、及び、1764 号議案、津都市計画道路の変更につきましては、津市内の都市計画道路全体の見直しを行いまして、線形等の変更や、区間等の廃止を行ったところでございます。告示といたしましては 8 月 19 日、2 つの案件を併せて告示させていただいております。

次に 1765 号議案、三重県景観計画の変更についてでございます。こちらは、この景観対象工作物に太陽光施設、耕地に関する内容でございます。現在のところ、手続きを進め

ておりますが、1月6日告示、4月1日施行予定で現在手続きを進めているところでございます。

1766号議案、三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指定の策定については、答申を前回いただき、8月8日ですね、この日に公表しております。

次に1767号議案、都市計画基本方針の内容についてでございます。現在、小委員会で検討いただいております、本日もこの内容についてご説明させていただく予定をしております。以上で、手続き状況についての説明を終わります。

<朝日議長>

以上の報告について、ご質問等ございませんか。

(なしの声あり)

それでは、議案の審議に入りたいと存じます。さて、本日ご審議いただきます議案は1議案でございます。第1768号議案、桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更について、事務局から説明をお願いします。

<事務局>

都市政策課長の柘屋でございます。私の方から1768号議案について説明をさせていただきます。第1768号議案、桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更についてご説明をいたします。

それではスクリーンを使って説明いたしますので、前方のスクリーンをご覧ください。委員の皆さまのお手元には参考資料として印刷したものをお配りしています。

本議案で審議いただきますのは、北勢沿岸流域下水道の北部処理区にかかる都市計画決定事項の一部表記の変更を行います。まずは、北勢沿岸流域下水道北部処理区の概要を説明申し上げます。北勢沿岸流域下水道北部処理区は、県内に6つございます流域下水道のうち最北部に位置し、桑名市、四日市市、いなべ市、東員町、菰野町、朝日町、川越町の7つの市町が設置する合計10の公共下水道を接続し、北部浄化センターで終末処理を担う流域下水道でございます。

現在、処理面積は8175ha、日最大処理能力は一日当たり148000m³、幹線管渠の延長は97kmとなっております。次に、北勢沿岸流域下水道北部処理区が位置する都市計画区域の範囲について説明申し上げます。この流域下水道は桑名都市計画区域、四日市都市計画区域、大安都市計画区域、北勢都市計画区域、この4つの都市計画区域にまたがっております。関係する市、町のうち、桑名市、東員町及びいなべ市のうち、員弁町、旧員弁町の部分が桑名都市計画区域に含まれます。今、赤に変わった区域でございます。

次に四日市市、菰野町、朝日町、川越町は四日市都市計画区域に含まれます。今黄色に変わったところでございます。いなべ市のうち、旧大安町の部分は大安都市計画区域、今青に変わったところでございます。いなべ市のうち、旧北勢町の部分が北勢都市計画、緑のところでございます。こちらに含まれております。

次に、本日ご審議いただく事項の概要を説明いたします。北勢沿岸流域下水道北部処理区は、都市施設として昭和52年に県が都市計画決定を行い、最近では、平成27年に変更手続きをいたしまして現在に至っております。

都市計画決定した事項のうち、流入する排水区域を「接続する公共下水道」の名称で示しております。ご覧のとおり、桑名市の流域関連桑名市公共下水道と、流域関連桑名市多度町公共下水道、スクリーンで示しております7つの市、町の10の公共下水道として決定しております。

一方これらの各公共下水道につきましては、これを設置する市、町においてそれぞれ都市計画決定を行っております。このうち、桑名市が接続する公共下水道は、流域関連桑名

市公共下水道及び流域関連桑名市多度町公共下水道の2つでございますが、現在桑名市におきまして、この2つの公共下水道を統合して、流域関連桑名市公共下水道として、市決定の都市計画案件として変更手続きを進めているところでございます。これに合わせまして、県においても北勢沿岸流域下水道北部処理区にかかる接続する下水道を明記した部分の表記を変更する必要があるため、本日、本案件を付議した次第でございます。

それでは変更内容、変更理由について説明をしたいと思います。スクリーンをご覧ください。左側の表記がある部分が、現在の決定内容です。右側が、変更後の表記内容となります。

左側の表をまずご覧ください。北勢沿岸流域下水道北部処理区に接続する公共下水道は、ご覧のとおり7つの市、町が接続する10の公共下水道となっております。このうち上の2つ、桑名市内の流域関連公共下水道であります、流域関連桑名市公共下水道と、流域関連桑名市多度町公共下水道、この2つを統合いたしまして、流域関連桑名市公共下水道と変更するという内容でございます。右側の表が変更後の表記となっております。

次に、変更理由を申し上げます。変更理由は、桑名市において流域関連桑名市公共下水道・流域関連桑名市多度町公共下水道の排水区域を一つに統合し、流域関連桑名市公共下水道とする都市計画の変更がなされることに伴い、北勢沿岸流域下水道北部処理区、こちらは県決定となりますが、こちらに接続される公共下水道の名称も変更となる事から、排水区域の名称を変更するというものでございます。

以上でスクリーンを用いた説明を終わらせていただき、引き続きお手元の議案書についてご案内申し上げます。まず、議案書の1768の1ページ、こちらが桑名市、桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更の計画書でございます。

次に議案書1768の2ページ、3ページが新旧対照表でございます。次に議案書1768の4ページが今回変更する内容の位置図となっております。議案についての説明は、以上でございます。

なお、当議案につきましては、関係市である桑名市から、異存なき旨の回答をいただいております。第1768号議案の説明は、以上でございます。よろしくご審議のほどを、お願いいたします。

<朝日議長>

議案の説明は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。

(意見なしの声)

ご意見が無い様ですので、原案が適切であると判断することについて、ご異議ございませんか。

(異議なしの声)

それでは、ご異議がありませんので第1768号議案、桑名都市計画、四日市都市計画、大安都市計画及び北勢都市計画下水道の変更について、原案が適切であると判断いたします。三重県知事に原案どおり答申いたします。

さて、都市計画基本方針検討小委員会から、都市計画基本方針の内容について報告があります。本件につきましては前回第181回の当審議会にて詳細な調査審議は小委員会を設置し、小委員会の調査審議状況を随時、当審議会に報告をいただく事としたところでございます。

小委員会の委員の選任は私に一任していただきましたので、私の他に村山委員、松本委員、柳川委員、井上委員をお願いをしまして、小委員会の委員長は村山委員にお引き受けいただきました。では、村山委員、説明をお願いします。

<村山委員>

皆さんこんにちは。スクリーンを使いまして、都市計画基本方針案についてご報告したいと思います。小委員会委員長の村山です。

今、都市計画審議会長からお話ありましたように、このメンバーで小委員会を結成しまして、議論を重ねてまいりました。

開催の経緯ですけれども、平成28年7月20日に三重県知事から当審議会の調査審議を諮問していただきまして、それから小委員会を設置し8月5日に第1回小委員会を、ここで都市計画基本方針案を検討しました。その後の9月からは小委員会の委員と個別に協議を進めておりまして、案を確認しました。

そして、9月19日に第2回小委員会を開催し、そして11月30日の第3回小委員会でも本審議会でも報告するための案の検討を行いました。

その結果が皆さまにお配りしています、この緑色の三重県都市計画基本方針案でございます。それからもう1枚、A3で表裏です。この基本方針案要旨も確認しながら次に移らせていただきます。

まずはこの基本方針についてですけれども、これは都市計画法の第6条の2に書かれます、都市計画区域マスタープランの改定に先立ちまして、県全体における総合的、一体的観点から当面の都市計画区域の方向性を示すものです。

この図の1番上から基本方針、将来的にこれを踏まえて都市計画区域マスタープランを策定し、さらに各市町で市町の都市計画マスタープランを作る事になります。

これが基本方針の構成でありまして、まず第1章で基本方針の趣旨が説明されております。それから第2章で、三重県の都市づくりにおける課題整理をしております。そして第3章ですね、三重県の都市計画の基本的な考え方という事で、提案構成がこんな感じです。

焦点を絞って説明しますけれども、まず第1章の基本方針による趣旨のところでは、目的と役割を示しております。繰り返しになりますけれども、総合的、一体的観点からおおむね共通する都市づくりの方向を示していくものである。

それから現行の都市計画区域マスタープランが平成32年2020年に改定時期を迎えますので、それまでに改定、基本方針を整えていくという風に思っています。

それから県内の市町が市町のマスタープランを、それから最近では都市再生特別措置法の方で立地適正化計画制度と言っていますが、この都市計画案を策定するにあたり、都市計画区域マスタープランを策定するまでの間、基本方針が活用されるという事を期待しております。

それでは第2章、三重県の都市づくりにおける課題整理についてでございます。この章に関しましては近年の全国的な社会情勢や三重県の状況、そして関連する諸計画や法制度等の状況、それから現行マスタープランの検証を行いまして、課題を大きく2つの項目で整理しております。

1つ目が、現行マスタープラン策定後の社会情勢の変化から読み取ったもの。そして2つ目が、現行マスタープランの検証から見たということです。まず、現行マスタープランの策定でも社会情勢の変化から見られるのですが、大きくはこの3つの社会情勢の変化等がございました。

まずは人口減少、少子高齢化の進展、これに関しまして、立地適正化計画制度が、制度の活用も含めた実施という風におっしゃられたという事なんですけれども、それから今、人口も段々減ってきて、インフラの維持管理も難しくなってきましたので、戦略的にインフラマネジメントの設定が進められています。

それから2つ目は大規模自然災害の発生という事で、災害が発生しても、人命を守り、

致命的なダメージを受けない、災害に強いまちづくりが望まれております。

それから3つ目が産業グローバル化の進展で、世界レベルで産業動向等に対応しつつ自立的な経済、生活圏の形成が必要になります。

続いて現行マスタープランの検証から整理した課題についてご説明したいと思います。現行マスタープランの柱に沿って進めていくのですが、まず1点目が「美しく魅力・個性にあふれる地域づくり」という事で、これに関しましてはこれまで進めてきた取組を引き続き促進する事が必要になります。

それから引き続き、歴史文化等の地域資源を活かした町並みに向けての都市づくりが問題になります。それから、景観向上に関する諸計画の目標達成に向けた協力が必要です。続きまして持続可能な地域づくり。人口減少の進行によりまして、市街地の人口密度がさらに低下し、生活利便性への支障や学校閉鎖が懸念されております。そこで、持続可能なまちづくりに向けて実行性のある取組が求められております。

2つ目としまして都市計画区域の再編について、引き続き検討する事が必要となります。また、地域の実状に応じた大規模集客施設等の対応。

3つ目の柱は安全で快適な生活環境にする事に関してですけれども、これに関しましては、まず南海トラフ大地震等の大災害に対応するための土地利用の転換を明確に示し、実行していく事が必要です。

そして、快適な生活環境を作るための都市開発整備を進める事が必要となり、そのためには財政の状況、将来の都市構造などを踏まえて効率的に実施する事が望まれております。

4つ目の柱、地域活性化の維持向上でございます。広域道路ネットワーク等を活用しつつ工業系土地利用誘導ゾーンを設定する事が必要です。それから、より良い地域産業や観光産業等の振興を図るために必要な環境整備等を進める事が必要となります。

それから最後に県民が主役の地域づくりということで、これに関しましては民間企業等を含めた県民と共にまちづくりを行うための資本投入や、積極的な管理調整の提供が必要になります。以上のような課題を提示しました。

この詳細につきましてはお手元のA3の要旨の裏に、ここにざっと説明しました課題が系統立てて整理されておりますので、これを持ちまして第2章の説明を終わります。

続きまして基本方針の中の第3章です。三重県の都市計画の基本的な考え方、これについて。まず、新たな都市づくりの方向という事で整理していただきまして、県では幸福実感日本一を目指して、平成24年にみえ県民力ビジョンが策定されております。

この中の政策の担当を見ますと、安心と活力を生み出す基盤が整えられております。そして、そこでは県民の利便性や安全な都市生活の確保、交流、連携や経済活動の活性化などが検討されております。こうした上位計画、上位の目標やそれから前述の下、都市計画のくだりの前で新たな都市づくりの方向を図のように整理いたしました。

ベースに県民と共になされる地域づくりというのがありまして、その上に4つの柱を整理しております。1つ目が、地域の個性を活かしたまちづくり。2つ目が、都市機能の効率性と生活利便性の向上。3つ目が、災害に対応した安全性の向上。そして、最後に産業振興による地域活力の向上でございます。こうした4つの柱が、それが県民と共に考える地域づくりをベースとしておりますけれども、これらを見え県民力ビジョンの経緯、それから整理しました都市づくりの課題に基づき設定いたしました。

各市において、それぞれ三重県も広いですので、色々と状況も異なります。地理的条件、人口の推移や構成、産業構造、そして災害の被害想定等、各都市の地域特性に応じて注力すべき方向にメリハリをつけていく事も重要だという風に考えています。

一応、4つの柱がございますけれども、総花的に見えるかもしれませんが、その

都市において、自分たちの都市で何が一番大事なのかという事を議論しながら、ある都市では、例えば災害に対応した防災の向上というところが重視されていて、あるところでは産業振興による地域活力の向上が重視されていると。

ですので、大きな、大事な柱としては4つ掲げておりますけれども、各都市の状況に応じてメリハリをつけて、必要なものを展開します。そういう考え方にしたいと思います。

今のように4つの大きな柱の具体的な取り組みについて説明していきたいと思います。まず、地域の個性を活かした魅力の向上という事で、これに関しましては都市公園の適切な維持管理や人口減少や、市民の特性を踏まえた推進、そして地域資源のその魅力を活用したまち並みの整備、それから、景観向上に関する例が掲げてあります。

2つ目の都市機能の効率性、生活利便性の向上に関しましては基本となるものとして、立地適正化計画の制度を最大限に活用して集約型都市構造の形成を着実に進めていく。それから行政界を越えて人や物が集まる交流拠点の形成を図り、そういった拠点間を繋ぐネットワークを結成する。それから、人口減少やこれに伴う財政確保を見越した効率的な貸付、資金の提供を行う。特に民間の生活サービス施設を誘導して、快適な生活環境を実現する事を掲げています。

3つ目の災害に対応した安全性の向上に関しましては、河川、海岸安全法や土砂災害防止施設等の整備を推進、一方で市街地における地目変更の促進等により、被害の低減対策を進めています。ただこの審議会でも、下の方にありますが地震関連に関しましては、地震・津波指針に定めた方針に従い災害リスクの低い場所へ市街地を誘導する等、南海トラフ巨大地震に対応した方針を促進する。

4つ目の産業振興による地域活力の向上ですが、これは東海環状線の西回りを走りまして新名神の方に繋がっていきますので、高速道路網の整備等で向上する交通を活かして工業系土地利用誘導ゾーンに関わる運用を見直し、既存企業の需要拡大や新たな企業誘致を促進する。そして本県に元々ある農林水産業や観光産業をより活性化するために、必要な基盤整備等を進める事を書いてあります。

そして、最後に県民とともに考える地域づくりですけれども、三重特有の景観等、地域の個性を活かしたまちづくりについて住民参画の取組を引き続きさせていただきます。大体こういう取組のような形であります。

今、ご説明しました方向、このような取組は、色んな事に対処しなければいけないので、総花的に書いてございますが、特に小委員会の方で強調したいのがこれからご説明します都市構造の変革の観点で、3つの観点から三重県の都市構造をもう一度見直して、より集約型都市構造にしていこうという事が小委員会の提案の基本の部分でございます。

3つの変革の観点とは、第一に都市経営の観点という事で、効率的で利便性が高く持続可能な都市構造を形成するという観点がございまして。それから②としまして都市防災の観点、大規模災害の時の被害の低減に向けた都市構造の形成です。

そして、3つ目に都市活力の例としまして、地域経済の活性化、技術向上に向けた都市構造の形成でございます。この3つについて都市経営のこうした活用に関してはとても重要な内容なので、これをどういう風に三重県の都市構造で対応できるかという事を考えます。引き続きご説明していきたいと思います。

まずは第1点目の、都市経営をしながら効率的で利便性が高くなる、そういった都市構造という事ですけれども、これは立地適正化計画を活用しまして生活サービス施設等を市街地の中心部の方へ誘導すると共に、その周辺及び公共交通の利便性確保を促進する事によって、誘導エリアにおける人口（のニーズ）を維持するという事でございます。自治体によって状況は異なりますけれども、多くの都市がこれから、あるいはすでに人口減少等

を経験していております。

そんな中で何もしないと全体的に人口密度が減っていきまして、色んな施設の維持が難しくなっております。そこで、人口減少しながらもある場所についてはなるべく人口を維持したい、そこでの施設サービスをなんとか維持して快適な生活を送れるようにして、という事で、ここの図にあります都市機能誘導区域というところになるべく色々な都市機能を、商業も医療も含めたものを誘導して、その周りの中心人口を維持していこうという事でございます。こういう風になるべく、放っておくとアイスクリームが溶けるように人口が密集していくところを都市機能誘導区域と居住誘導区域の都市づくりをがんばって、そこで何とか機能を維持させていこうというのが趣旨でございます。

こういった施策を活性化を図る指標といたしまして、居住誘導区域内の人口が増加というのがあります。目標としてこれを掲げて実際にこれが達成できているかどうかというのを、後で判断を分けようとするという事を考えております。

2つ目ですけれども、都市防災の視点で、大規模自然災害の被害低減に向けて都市構造の形成です。これは目標に限っては1番下、大規模災害リスクの高い区域の人口割合が減少する、こういう事を目標としています。災害リスクが低い場所で市街地を形成する事を基本といたしまして、災害リスクの高い場所においては企業についてはその用途を考慮しながら、耐震・耐浪等を促進し、災害による被害の低減を図るという事で、すでに策定されております三重県地震・津波被害の低減に向けた都市計画指針の内容をもとに、基本方針でもその事を検討しています。

3つ目の都市活力という視点、地域経済の活力、維持向上に向けた都市構造の形成という事で産業振興に資するインフラを活用し、産業機能の集約に向けた誘致を促進する。そして全ての産業を支えていく新たな都市基盤の検討整備を進めていく事しております。

その中で目標としているのは都市計画区域マスタープランに策定いたします、工業系土地利用誘導ゾーン、ここへの工場等の施設誘致、それから産業を支える幹線道路を先に供用できる様にするという事が3つ目です。

こうした3つの変革の観点がありまして、その他、地域の特性に応じた集約型都市構造の形成という事で、いくつか考え方を整理しております。まず1点目は拠点ですけれども、各圏域に市の拠点として地域特性に応じた都市機能の誘導。それからネットワーク、沿線付近に関しましては、幹線道路を始めとする必要な都市基盤の整備や、維持、強化を図り、総合交通体系の構築を図る。

それから3つ目ですけれども、市街地の範囲ですけれども、市街地の範囲は既存の市街地の範囲内にする事を原則とする。ただし、計画的に行われる以下の場合については新たな市街地の形成を許容する。その2つと、大規模自然災害の対応のために新たな市街地が必要である事です。津波被害が想定される場所から離れる方向の市街地、内陸の上のところに移すというような土地利用施策を打った場合、その場合には内陸で新しい市街地を作る必要も出てくるかもしれません。こういうものについては検討するという事です。

それから2つ目に地域経済の持続可能性のために新たな工業系産業誘致等、確保する事が必要である場合は、例えば新しくできる高速道路のインターの周辺に工業系の土地利用を誘導させると言った場合、新たな市街地をそこに作る事を検討しています。

以上が基本方針の趣旨でありますけれども、今後この基本計画に沿って都市計画区域マスタープランを県が作るわけですが、その構成をご提示してございます。

各都市計画区域マスタープランを見た場合に、まず第1章で圏域マスタープラン、現行の都市マスタープランの場合ですと、県内を5つの圏域に分けてその目標を示しておりますけれども、今回と同様に、まずは圏域の都市計画の目標を定めた上で各都市計画区域の

マスタープランとして、第2章、土地利用規制の基本方針として第3章の主要な都市計画の基本方針をお伝えしていく予定です。

早口になりましたけれども、私からの報告とさせていただきたいと思います。あとは事務局の方で補足をお願いします。ありがとうございました。

<事務局>

村山委員、ありがとうございました。それでは事務局より補足説明させていただきます。

お手元、緑の冊子とそれから先ほどご紹介ありました要旨というものがございますが、要旨、1枚目の左側ですね。こちらの方に第1章から第3章まで、先程ご説明いただいた内容が記載されております。基本方針の趣旨のところは本編の1ページと2ページの方に記載させていただいております。第1章につきましては課題整理という事で、3ページから本編29ページまでの間に整理させていただいております。

第3章につきましては基本的な考え方という事で、30ページから45ページ、本編46ページ以降には、用語解説があります。

特に3章の中身ですが、三重県の都市計画の方向について先程ご紹介いただきました、新たな都市づくりの方向も絵やページだけ付けた明示図等が記載されております。30ページから33ページですね。

それから、三重県が目指す都市構造について34ページから37ページという事で、この変革の視点については基本方針の方にもページ番号のようにご案内をさせていただいているところです。最後に区域マスタープランについてという事で、38ページから45ページに記載させていただいております。

今後の予定ですが、本日、ご意見をいただいたのち、29年1月中旬から本中間案についてパブリックコメントを1ヶ月程度募集いたします。

その後、3月の都市計画審議会におきましてパブリックコメントや、今日いただいた内容を反映して最終案を作成し、ご審議いただきたいと考えております。目標としては来年度の初旬にこの内容で公表していけたらと考えております。以上でございます。

<朝日議長>

報告は以上でございますが、ご質問、ご意見がございましたらご発言をお願いします。23番委員の川村委員、お願いいたします。

<川村委員>

これ、39ページに書いてある、都市計画区域については関係市町のまちづくりの方針をふまえて、継続して協議しながら、長期的な視点で検討を進めますってあるんだけど、都市計画区域をこれは再編するっていう事で良いんですか。

その図において、例えば私の市は四日市市なんですけど、今年の4月に、2年前に条例改正等してある程度の基本核だったのを、人口減少4%の地域は北海道から行くと、南は沖縄から北は北海道の人はそこへ家を建て替えて、買って持ってるような条例改正をしたんですけど、今後多分、そういう立地と地方の主体性を重んじてもらってやっていきたいのと、実際に四日市市なら四日市市のまちづくりをしていくうえでの、大体これ、今、先生が言われたような事は大体良く分かる、反論の余地の無い事なんですけど、実際現場で起こっていることはどっちかと言うと、そんなに無理やり人がいない方から市街地に集めなくても、そこで生活出来る様にしようとか、例えば民間業でいくとスーパーであっても宅配で四日市市でもある程度まかなえるんだったら、バスや電車がなくても、来てもらえるならそれで良いんじゃないとか、それがもう、先週にも四日市の全部の自治会長が集まった会議まで出てくるという事でいくと、県で今作っていかうとする方向性と、今、四日市でやろうとしている方向性の中には、背景もこれは地域性ですからね。各市町でとら

える背景と、三重県の大きな枠組みでとらえる背景では全く違うと、作ったところでまた違いが出てきたのでは同じ三重県内の市町にある市と県との齟齬が出ると、非常に、計画だからやれという話にはならないのかと思うので、一度その辺はもう一度きちっと、市町の都市計画の内容と、三重県がそれを統一するのか、それはその市町の課題、困っている人がいるならそちらに合うようにしてくれるのかというのも、もう少し丁寧にさせていただく中で事がもう少し書かれていけば分かりやすいけれど、これだと総花的に理解は出来るけれども実際にフィールドに落とすと困るっていう話になってくると、これをマスタープランとして認めて作ったは良いが、かえって厄介なものになりはしないかなという危惧をするものですから、発言させていただきました。以上です。

<事務局>

事務局のほうから少し付け足しをさせていただきたいと思います。ご指摘いただきました、まず都市計画区域の再編について書いてある 39 ページなんですけれども、ちょっと不足がございましたんですけども、本編の 11 ページの下の方、見ていただけますでしょうか。11 ページの (2) のところ。

都市計画区域の再編に関する検証という事で、これは前回の都市計画区域マスタープランが記してあるんですね。その当時、市町村合併が進んでおりまして、その、69 あった市町村が 29 の市町に変わったという事で、これを捉えて都市計画区域を再編していく必要があるかという事で検討を進めてきて、今回それを受けて色々やってきたのが、12 ページをちょっと見ていただきますと、12 ページの上段の表にこの合併に伴って、1 つの市町に複数の都市計画区域を持つ市がございましたので、例えば志摩市ですと 3 つの都市計画区域が、浜島、大王、志摩と 3 つあったので、これを再編をしていくと、統合をしていくという事で考えていたものでございまして、そののちの中間の表にございますが、志摩市と松阪市については都市計画区域を、再編・統合をした実態がございまして、あと、残っている伊賀市については今 4 つの都市計画区域が伊賀市の中に入っていますので、これを統合して再編していくという様な事を進めております。

あといなべ市、津市については引き続き検討していくという事がございますので、これを、現行マスタープランの検証を受けて先ほどの 39 ページのところの続いていくという事で、合併した中でまだ複数の都市計画区域を持っているところについては、まだ引き続き市町さんの意向を充分踏まえて統合していくという事で、ここに、39 ページに書いているという事でございまして、あとは実際の過去の都市計画区域、例えば先程もご指摘ありました、四日市都市計画区域については、その中で今、四日市都市計画区域の中で例えば区域の拡大が必要であったり、そういうところはまだ若干、検討余地があるんですけども、そういう趣旨で区域の再編という事を書かせていただいている、というのをご説明させていただきますたいと思います。私の方からは、以上です。

<朝日議長>

小委員会委員長の村山先生、お願いします。

<村山委員長>

都市計画区域についてご説明のとおりでございますけれども、この基本方針の内容自体が一言で言うと最後は集約型都市構造を目指している。一方で四日市市の計画で言うと必ずしも中心市街地に都市の機能を誘導するのではなくて、今回、郊外の市街地とか、そういうところの人口も確保したいという考えではあります。

41 ページのところのところに主要な都市計画の決定方針と言うものがありまして、土地利用に関しても、これから各都市計画区域で案を考えていく時に、市街化調整区域、あるいは非線引き都市計画区域の場合は用途地域以外のところの方針は、現場に則しつつ検討していき

ますので、その時に四日市の現状も踏まえた内容が吟味されて、その辺が積極的に作れるようになっていたら良いと思います。

今の都市でこういう集約型都市構造を作るわけですがけれども、一方で今回、郊外の人口減少の問題もあって、そこを見ると人口を維持したいというのがありますけれども、そこで、これも委員会を通してというより私の個人的な意見なんですけれども、人口維持をどう考えていくのかによる事に、あまりにも郊外の人口が増えてしまいますと、しかもその住人の皆さん、都市サービスを求め始めてですね、色んなインフラ整備や公共サービスが必要になってくると、そうすると財政が非常に厳しくなるというのがあって、郊外の土地利用を禁止するわけではありませんけれども、そのリスクをある程度考えておかないと、後から自治体の方を苦しめるという心配があって、一般論として集約型都市構造を提示するという形でございます。

四日市市も、中心市街地の財政も市と一緒にやっているところなので、そちらをサポートするような内容になっています。ただ、かなり今回の、例えば 34 ページの図を見るとかなりちょっと、コンパクトシティを作るような予定になっていますけれども、その辺はきちんと郊外の人口密度とか、暮らしとか、そういう必要なものを出せるようきちっと、例えば具体的な案を作っていきますので、その辺は大きな可能性としては出来る事をやらせていただいて、あと、都市計画区域のマスタープランを作る中で少しずつ固めていこうかなと、私共も思っているところです。

<朝日議長>

23 番の川村委員、お願いいたします。

<川村委員>

あれもこれも聞いていると、税金で解決するというのは良く分かって、それは避けるべきだなと思っているんですけど、ただ、今、私も四日市市の市議員ですので、四日市の事だけで言うと、四日市の排気が溜まると公害が出て、四日市公害が。中心市街地と言うか郊外型に人を逃がす様なマスタープランを作って、郊外に住宅街を沢山作ったんですね。

一時、中心市街地は栄えたんですけど、郊外に人を逃がすっていう方向性を作ったら良いのに、中々街へ戻すと、コストが余計高くつくかなと考えるとそれぞれの分散したところの街で街を作っていく方が、20 年前は作ると良かったかも分からないけど、今から作る都市計画ですと 20 年後を考えると、どちらかというと寄せるよりはそこの場所でいかに生活圏が出来るかということも、1 つの考え方かなという事の流れがあって 1 年、2 年前から会議をして、調整区域でも家が建つような形の条例改正をしてきたんです。

そうすると、今これを見ていると、三重県の枠組みで作っていくのとは逆の支援の中で条例改正を、四日市市で今、動き出しているんです。分かりやすく言うと、調整区域に住んでいる人は 13%なんです、四日市は。

市街化区域に住んでる人は 87%なんです。逆に言うと、人が住んだところを市街化区域にしてきたものですから、いびつな構造になったんですよ。

だから要は中心市街地から徐々に染み出して広がっていったら、市街地というよりは住んだところが市街地で、市街化区域にしてきたものですから、どうしてもそういう意味では他の市にあるような形のようなものでは無いので、どちらかと言うと私らは、四日市市としては今のコンパクトシティを目指した市長になるけど、どちらかという和多分、次の市長がコンパクトシティに入って、地域、地域でやって行こうというスタイルになる人が市長として通ってきたものから。

ただそういう意味で言うと、この県のマスタープランとは逆になるかなという気がして、

もし異論のあるところを汲んでもらえば、もう一度その辺のところの考え方、それぞれの背景と、それからどれくらいの期間でこういうまちづくりをしていくかという事によって、随分と目的と仕事、私は都市計画とは違うなと思っているので、ただ私達に出来る事で 40、50 年続くと、100 年単位っていうのは中々難しいので。

だから出来ればもう一度、三重県から人を出したぐらいの形の、がばっとしたもので、都市計画のあり方は考えてもらおうと、それぞれの市町は使い勝手の良い三重県のマスタープランになるかなという風に思うんですけど。

<朝日議長>

村山委員、お願いします。

<村山委員>

四日市市の公害対策、郊外に出して、郊外に投資してきちんとした都市計画を作っていますので、34 ページの図がどっちかと言うと一極集中型の集約型都市構造になっていると思うので、四日市市では、やはり絵としては合っていないというのは私もそう思います。

おそらく、四日市の条例は詳しく知りませんので誤解がちょっとあるかもしれませんが、多分基本的には、昔作った計画的な住宅団地は、そこはインフラがとても良いわけですのでその居住人口の維持を例として、そこでは地域にも色んな施設やサービスがあります。

あるいは四日市の中心街を、まず利便性を確保するという事があるのかもしれない、ここで考えているのは自治体各自が投資して、しっかりとした都市計画があるところは基本的にこう活用すべきだと思うんですね。

それ以外にスプロール的に形成されてしまった市街地とか災害危険度が高いところは、あえてそこに居住を呼ぶ必要はないので。そういうところよりも中心、その周辺や郊外の計画というふうに進んでいるところに誘致していくというのが大きな考え方だと思います。

要するに、中心とその郊外の計画的団地のバランスというのが市町が考える道なので。四日市の場合、郊外に重点があるのかなという風に思います。ちょっと余談ですけども都市計画審議会にも入らせていただいている、亀山市の立地適正化計画の案なんですけれども、3 か所で行っているんですけども、関の駅前と亀山の駅前、それからもう 1 つ、井田川というところで駅の周りも住宅地で、そこはインフラがとても整っているんですけども、高度成長期に作られたものですから一気にこれから世帯の、地域の方の高齢化が増える、その後の事がやはり心配で、亀山市の他のインフラが整備されていないところに人口を配置するよりはそういう基盤整備をして、かつ、駅もあるような、そういうところに吸収移動させていこうという事で、郊外の住宅地であっても立地しますので、四日市でもそういうパターンかなって。いずれにしても、ぜひ最終的には都市計画区域マスタープランでの話になるのかなと。

<朝日議長>

では今、お話あったとおりに、まだこれから小委員会を引き続き行いますので、いただいたご意見を踏まえまして、また小委員会で引き続きご審議いただいて、最終案を次回以降の審議会でお示しさせていただきたいと存じます。

17 番委員の芳野委員、お願いします。

<芳野委員>

ありがとうございます。先ほど議論を聞いて思っていたんですけども、これ、緑の表紙の 1 ページを見ていると、基本方針の策定体制の中の県、市町の検討会というのがあるという事で、市町に情報提供していただくと機会があるという事なんですけれども、先程の議論を聴いているとそれぞれの市町の思いもあると思いますので、これは今、小委員会も 9 月以降でしていただいているようなんですけども、スケジュールとしては県、

市町の意見交換ですとか、そういう情報交換をどういうスケジュールでやっていくのかというところと、もう一つは先程のご説明を聴いていても、例えば都市防災の部分で言うと、やはり津波が今後、かなり被害が想定される県南部の今後、市町であればこの議論を待ちながらそれぞれの市の都市計画を作っていく事と、自治的にはもう少しスピード感を出したいと思われる市町もあると思うんですが、その部分が全く止まってしまうのか、それとも同時並行出来るのか、もしくは今回、糸魚川の火災が触れられてますけども、あそこ、木密地域も前から懸念をされながら、結局都市体制が出来ないままに災害にあってしまうという事になりまして、やはりその尾鷲とか熊野とか、向かいに海岸がある志摩ですけど、そういう地域でも何とかしないといけないけど、都市計画の中々こういう自由度の利かない場でその事を考えると、もう少し、このマスタープランはその背中を押すためにはもう少し基本方針自体も、背中を押すためにスピードを上げていかないといけないのかな、と思うんですけれども。その辺りのスケジュールとか、その市町と県がどういう風なすり合わせでやっていくのかというのをちょっとお聞きしたいのですけれども。

<朝日議長>

それではスケジュールについては事務局の方、お願いいたします。

<事務局>

それでは、事務局の方からスケジュールと市町の話でお話しします。市町との検討会は28年の8月に小委員会を開催する前に一度開催したのち、第2回も10月、それから第3回を12月に開催し、このパブリックコメントを開催したのちにも開催して、調整を行っております。市町、四日市さんを含めて、沢山の市町の方からコンパクトだけではなくて、郊外に関する拠点、あるいは地域拠点という移転の形をしっかりと作っていくんだというご意見等もいただいております。

これについても公共交通等、ネットワークをしっかりと充実したうえで、達成していくという方向について確認をさせていただいているところです。

それから都市防災の件につきましては、委員ご指摘のとおりスピード感のある対応を求められておりまして、今回の基本方針策定と並行しまして、防災に関する会議も開催させていただいております。

研修会を今年度2回程やりまして、来年度には復興に関するような対応の案も検討しているところでございます。

次年度以降なんですけど、この地震・津波の関連や先程言いました基本方針から区域マスタープランにしていくところまで、各地域、5地域に分けてそれぞれ担当者が出向いて、かつ地域の建設事務所や各部門の代表の方々含めて、検討を数回実施した上で案の作成に入りたいと思っております。そういった中で、全体の方針を決定していくという予定です。

<朝日議長>

芳野委員、お願いいたします。

<芳野委員>

スケジュールは分かりましたけど、例えば、市町の都市計画マスタープランが県の都市計画基本方針、それからそれに基づく計画区域マスタープランの流れで進めて行きたいとか、先行でやっていけるのか、1ページのところの図1の基本方針の位置付けだと、順番として基本方針があって、都市計画区域のマスタープランがあって、市町のマスタープランという順番になっていますけど、この順番が市町、特に南部の方の都市計画のマスタープランが先に出来るような事でも良いのでしょうか。

<朝日議長>

事務局、お願いいたします。

<事務局>

市町の都市計画マスタープランについてはこの県マスを待っていただかなくても、例えば、昨年度の地震・津波に関する都市計画指針というのも出しましたし、今回、基本方針も出していきますので、先に市町のマスタープランの改定が行われるのも可能だという風に考えております。

それと先程の少し補足ですけれども、基本方針について今、市町との連絡調整会議の中で調整しておりますし、先程もちょっとご説明しましたが、来年度から、9 ページに圏域分けがしてございますけれども、こちら、9 ページの 5 つの圏域、北勢から東紀州、5 つの圏域で市町の代表の方であったり、市町の都市計画の担当者、それと県の担当者が集まって、各圏域の特性を活かした形で考えていくという風になるという事をお伝えさせていただきます。以上です。

<朝日議長>

芳野委員、お願いします。

<芳野委員>

はい、ありがとうございました。市町はすぐ、いわゆる現場に近いところで先でも出来る様な形の支援をお願いしたいのと、市町の検討会、ご意見いただいたという事で、最終的な意見というより、最終候補の時にまた参考人意見として利用していただけるんじゃないかと思っておりますので、よろしくをお願いします。

<朝日議長>

その他、ご意見、ご質問等、ご発言。川村委員、お願いいたします。

<川村委員>

今の芳野さんの意見の中で聞いていても、県、市町の検討会というものはあるんだけど、県、市町の議会も尋ねてもらいたいような形のものが必要でないかなとは思っています。

なぜかという、住民意見の代表者は議会だから、県市町の担当者じゃなくて、県市町の議会の意見をきちっと聞いていくという形の図で、基本方針の策定体制を作っていたきたいなという風に思います。

<朝日議長>

市町の方はそれぞれの地域のマスタープランを作成する際には当然その市、町の中での議案としてかけられるという様に考えてよろしいと思っておりますので、少なくともその時に一度、確実に議会の皆さまにもご意見を賜る様な形が取られていますので、そこについてはご心配ないかと思っております。

<川村委員>

ここの体制の中では四日市は四日市の都市計画審議会があるんだけど、都市計画審議会に入れるのは固定されたメンバーだけなんです。全体の議会の総意として取るのではなくて、その個人意見を入れるというだけの話なので、もし良ければ、こういう大きな都市計画の、三重県のマスタープランを作っていくにあたっては、四日市の都市計画審議会はあるんですけど、それは個人の都市計画委員に入れるだけの話の世界であって、もし良ければ大きな変更をしたところ、ある程度議会にも、説明というよりは周知だけでもしてもらえ様な説明は、体制の中に欲しいなという風に思っています。

多分、三重県議会ではこの体制は説明されてると思うんですね、県議全員には。だからそういった事の縮小版で、都市計画審議会委員にするのではなくて、都市計画審議会委員ではなくて市町の一般のところは議会にも報告の必要はあるかなと私は思っているところです。前からこれは思っていたので。できればしっかりと全員に説明してもらおうという形でございます。

<朝日議長>

それについては、やはり四日市市の市の方ともお話するという形にはなっていくかと思
いますので。

<川村委員>

事務局、聞いて貰っているんですけど。

<朝日議長>

手続きがかなり異なってまいりますので、今後のスケジュールにも大きく関わる内容か
と思います。

<事務局>

この基本方針については市町とも調整してありますので、市の方でも必要があれば議会の方
に報告していただくかどうか、ご判断いただければと思いますし、全体に通じている、全
体に通しての話ですので、もう少し圏域の中で圏域のマスタープランについてはより市町
の方へも影響が出てきますので、そういう中でどういう風に伺っていくかが、いかがかな
って思います。

<朝日議長>

全体にこちらは方針ですので必ずしも、先程も村山委員長がお話したとおり、個別の地
域の特色、特徴にも合わせるっていう事は当然そこはうたっておりますので、それを踏ま
えて今後、我々も今回ご意見踏まえて、審議を続けていきますので、その事もどうい
う形でまた次回、この審議会に案を出させてもらうかという事も繋がるような形で、今日のご
意見を活かしていきたいと思えます。

<川村委員>

お願いします。

<朝日議長>

それではご意見が無いかと思えます。それでは、3番委員の松本委員。お願いします。

<松本委員>

そういう意味で、広く皆さんから意見を伺う形で、パブリックコメントがもちろんあり
ますので。この委員の方も含めて皆さん、県民の方々も、誰でも見ていただける。そこで
実際にご意見がもらえると良いんじゃないかと思っております。

ちょっと事務局か委員長に、どちらかに確認させていただきたいと思っておりますが、
先程の川村委員の郊外型の団地の話ですけど、それはそれぞれの自治体で、その郊外型団
地を拠点と位置付け、居住誘導区域として設定して、それを責任を持ってインフラ整備し
ます、それから安全で快適な生活環境を保護し、やってもらえれば、それで良いと思いま
す。この点は、この都市マスからの基本方針で読めると思っております。

ただ市街化区域の拡大が僕は読めないと思っております。先程、川村委員がまだまだ拡大
したいというような話だったんですが、人口がこれから減少していく中でも四日市は全国
から呼んで拡大していきたいという、それはさすがに読めないんじゃないかと思っていま
すが、その辺、いかがでしょうか。

<村山委員長>

松本委員がおっしゃったとおり、新たな市街地の拡大というのは、基本的には拡大でき
ないというのが基本方針、趣旨です。今日の先程のスライドの 17 ページになりますけれ
ども、集約型都市構造の形成の既成市街地の範囲というものを持ってまして、市街地の範
囲は基本既成市街地の範囲内にする事を原則とする。

これは線引きをしている都市計画区域については市街化区域を意味する、という風に解
釈していただいて、ただ計画的に行われる場合については新たな市街地の形成を許容する

という事で、災害のリスクが高いところからの移転とか、それから産業系、工業系の開発については防災対策っていう、事務局の指針にもありますので、これについては市街化を許容する。

ただ、人口を増やすためだけに、あまりこれに当てはまらないようなところでの市街地拡大を基本的にやらないっていう方針を取っている。

<朝日議長>

17番の芳野委員、お願いします。

<芳野委員>

すみません、ちょっと市も予定審議ですし、市議会というのは、あまり今おっしゃった条例制定に関わったものはちょっと難しいかと、先程の話の条例は、調整区域の無計画な拡大では無くて、いわゆる既存の農村集落の活性の1つの方策として掲げさせていただいたような形で、ただ、調整区域内では今回は四日市市が既存の農村集落の、強いて言えば建設を、例えば農地を今、農家も市が新しい仕組み、混み入ってる部分を少し緩和をするというような条例なのですけれども。

市街化調整区域である以上は、この市街地の範囲の形成の許容というのは、当たらないですけども、この都市区域においては。そこをちょっと確認をしておきたいのですけれども。郊外化の話は市街化区域になっていますので、この再生というのも勿論やっていくんですけれども、もう1つ、その既存の農村集落も、再生の意味で作られている条例という事なんです。

<朝日議長>

村山委員、お願いします。

<村山委員>

その場合の集落の居住人口維持は市街地、市街化区域を拡大するっていう話ではありませんので、調整区域のまま、ただその中でという事で、条例でもってある程度、計画的に対象とされるべきで。

もし事務局から補足があれば。

<事務局>

多分、四日市市さんは開発許可権限をもうお持ちですので、自らの計画と開発の幅を調整してやられているのかなというふうに判断していますし、あと、三重県の方で開発許可を持っているところにおいても、調整区域において、既存集落の一定の活性化へ向けた地区計画という制度は設けておりますので、その中で調整区域についても一定の過程で維持をするための計画というのは案件でおくところでございます。

<朝日議長>

よろしいでしょうか。それでは、最後に次回審議会について連絡を事務局からお願いします。

<事務局>

それでは次回の審議会の予定について、事務局からご報告させていただきます。次回の審議会は3月20日前後の予定で、今のところ22日が有力な予定となっております。次回は、本日ご報告させていただきました、都市計画基本方針についての審議を予定しております。

なお、今年度は県の議会のご意見もいただきました。都市計画審議会、これだけ沢山の人が集まっておいてご意見をいただいている場ですので、来年度以降の審議会の、運営方法についても少しご相談をしたいという事で、ご提案を事務局からさせていただければという風に考えておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

<朝日議長>

只今の連絡事項につきまして、ご質問はございませんでしょうか。

(なしの声)

無い様ですので、以上を持ちまして議事を終了させていただきます。

<事務局>

朝日議長には議事の進行をありがとうございました。また委員の皆さまにはご審議をいただきまして、誠にありがとうございました。

これを持ちまして、第182回都市計画審議会を終了いたします。

どうもありがとうございました。

(終了)